

総合健診・がん検診予約業務委託に関する質問及び回答

項番	項目(該当箇所)	ご質問	回答
1	発注情報詳細 提出書類(2) 委託業務経歴書	委託業務経歴書における発注者名は、実名記載が必須となりますでしょうか。イニシャルによる記載は可能でしょうか。	原則実名記載で御提出ください。特別な事情で実名での提出が難しい場合、個別に御相談ください。
2	発注情報詳細 指名・非指名通知日	指名・非指名通知日において、12月22日(火)に入札参加の可否の連絡と入札で使用する御見積を頂く流れでしょうか。	御質問のとおり、12月22日(火)に電子メールにて入札参加の可否及び入札書の様式を送付します。
3	設計図書 設計書 8 部分払	部分払の人数ですが、対象者である29,000名様 の作成でよろしいでしょうか。人数によって、金額が変わってきます。	部分払の基準に記載しています予約費用の数量(500件)は、1月あたりお支払いする予約費用の概算人数です。 対象者29,000名のうち、本委託業務を利用して検診予約等を行うのは概算5,500件として設計しています。入札時には予約費用件数を5,500件として御見積ください。 なお、概算数量契約については委託契約約款第49条を御確認ください。
4	設計図書 仕様書 3 委託業務概要	委託業務概要に記載のある「総合健診」とは、定期健康診断のことでしょうか。今回は、定期健康診断と合わせてがん検診を実施する運用となりますでしょうか。 また、総合健診の概要、運用が分かる資料を提供していただくことは可能でしょうか。運用によって、金額が変わってきます。	総合健診は、「特定健康診査」項目に当組合が定める健診項目を加えた健診です。 総合健診の対象は被扶養者及び任意継続組合員のみで、組合員本人は対象外となります。健診項目等詳細につきましては、別紙1にて御確認ください。なお、健診項目は全健診機関で統一しています。 ただし、令和2年度の契約医療機関の中で、がん検診受診時に総合健診の受診を必須としている健診機関が12機関ございます。これらの機関は、組合員本人の受診不可及びがん検診のみの受診不可であるため、契約医療機関一覧画面に一部制限が必要となります。
5	設計図書 仕様書 9 再委託の制限	コールセンターを含む業務一部を再委託しておりますが、申請は、受注が確定した後で問題ないでしょうか。	問題ありません。
6	設計図書 個人情報保護に関する誓約書	研修受講において必要な日数を教えてください。	特に決まりはありません。従事者が個人情報保護に関する誓約書に記載されている規程等で定められている、遵守すべき事項、負うべき責任を理解できる内容としてください。